

水戸市公告

水戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年水戸市条例第3号）第6条の規定に基づき、水戸市人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

令和3年9月29日

水戸市長 高橋 靖

令和3年度 水戸市人事行政の運営等の状況の公表

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用・退職者数の状況

ア 令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）職員採用者数の状況

区分	採用者数（人）			
	試験採用	選考採用	再任用	合計
一般行政職等	75	7	7	89
消防職	16	0	1	17
企業職	0	0	1	1
教育職	0	1	0	1
技能労務職	0	0	8	8
合計	91	8	17	116

※1 一般行政職等には、消防職、企業職、教育職、技能労務職以外の全ての職を含みます。

※2 企業職とは、上下水道局職員をいいます。

※3 教育職とは、幼稚園教諭及び指導主事をいいます。

※4 技能労務職とは、単純な労務に雇用される職員で、運転技術員、清掃員、給食調理員等をいいます。

※5 選考採用は身体障害者を対象とした選考及び国、県等との交流人事等による採用者です。

※6 再任用の欄は、定年退職後の新規再任用者の数です。

イ 令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）退職者数の状況

区分	退職者数（人）						
	定年	勧奨	再任用満了	普通	死亡	免職	合計
一般行政職等	18	8	18	16	0	0	60
消防職	10	2	2	1	0	1	16
企業職	3	0	3	0	0	0	6
教育職	2	0	0	3	0	0	5
技能労務職	11	0	6	2	3	0	22
合計	44	10	29	22	3	1	109

(2) 令和2年度及び令和3年度職員数の状況

区分	職 員 数 (人)		
	R2. 4. 1 (A)	R3. 4. 1 (B)	対前年増減数 (B)-(A)
市長部局等	1,235	1,212	△ 23
教育委員会	347	334	△ 13
消防局	351	349	△ 2
上下水道局	171	177	6
合 計	2,104	2,072	△ 32

※1 市長部局等には、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び農業委員会事務局が含まれています。

※2 職員数は、他団体派遣等の定数外職員及び休職者等を含み、会計年度任用職員を除きます。

(3) 職員採用試験の状況(令和2年度実施)

区分	申込者数	受験者数 [A]	1次試験 合格者数	最終合格者数 [B]	採用者数 [C]	倍率 [A/C]
大卒程度	事務	252	197	26	12	12
	土木	14	6	6	4	1.5
	農林	15	9	3	1	9.0
高卒程度	事務	27	25	5	4	12.5
	土木	1	1	1	1	1.0
	保健師	8	5	4	4	1.3
	保健師 (行政保健師業務経験者)	3	3	3	2	3.0
	獣医師	2	2	2	2	1.0
	薬剤師	5	3	3	2	1.5
	保育士・幼稚園教諭	16	15	10	8	1.9
	埋蔵文化財専門員	4	4	1	1	4.0
	言語聴覚士	5	5	5	1	5.0
消防	大卒程度	21	17	10	6	3.4
	高卒程度	26	23	10	7	3.3
	救急救命士	12	11	5	1	11.0
	障害者（事務）選考	20	16	1	1	16.0
	合 計	431	342	94	57	6.5

※ 障害者（事務）選考の区分は2次試験の実施なし。

2 職員の人事評価の状況

人材育成の視点に立った能力・業績重視の人事管理の一層の実現を図ることを目的として、全ての職員を対象に、仕事の成果を評価する「業績評価」と、職務遂行過程における行動や姿勢等を評価する「能力評価及び執務態度評価」により評価を行っています。

3 職員の給与の状況

(1) 平均給料月額及び平均年齢の状況(令和3年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	306,300円	40.1歳
技能労務職	302,900円	54.0歳

(2) 経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和3年4月1日現在)

区分	経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒 277,700円	328,700円	366,100円
	高校卒 241,900円	290,100円	342,100円

(3) 初任給の状況(令和3年4月1日現在)

区分	学歴	初任給
一般行政職	大学卒	182,200円
	高校卒	150,600円
消防職	大学卒	208,600円
	高校卒	169,900円
教育職	大学卒	177,000円
	短大卒	163,100円

(4) 主な職員手当の状況(令和3年4月1日現在)

区分	水戸市		国	
期末手当 勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	6ヶ月期 1.275月分 (0.725月分)	0.95月分 (0.45月分)	6ヶ月期 1.275月分 (0.725月分)	0.95月分 (0.45月分)
	12ヶ月期 1.275月分 (0.725月分)	0.95月分 (0.45月分)	12ヶ月期 1.275月分 (0.725月分)	0.95月分 (0.45月分)
	計 2.55月分 (1.45月分)	1.90月分 (0.90月分)	計 2.55月分 (1.45月分)	1.90月分 (0.90月分)

※ ()書きは、再任用職員の期末・勤勉手当の支給月数

区分	内 容
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規則で指定するものについて、その職務の特殊性に基づいて支給 ※ 平成19年度から令和元年度までの間、厳しい財政状況等を踏まえ、本来の手当額を2%減額して支給しました。
扶養手当	他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給
地域手当	民間の賃金水準等を考慮し、一定の地域に勤務する職員に支給 ※ 手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に地域によって定める率を乗じた額となります。なお、水戸市の支給率は10%です。
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を払っている職員に支給
通勤手当	通勤距離が2km以上で交通機関などをを利用して通勤している職員に支給
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務等に従事する職員に対して支給
退職手当	茨城県市町村総合事務組合(県内市町村で構成)の退職手当条例の規定に基づき、給料、勤務年数に応じて計算した額に、職責に応じた調整額を加算して支給

(5) 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区分	給料・報酬の月額	給料の減額措置		期末手当
		減額率	減額後の給料月額	
市長	給料	1,075,000円	20%	860,000円
副市長		885,000円	3%	858,450円
議長	報酬	700,000円	—	—
副議長		630,000円	—	—
議員		590,000円	—	—

※市長の給料月額については、平成23年から20%を減額しています。

また、その他の常勤特別職についても、平成17年4月から、副市長は3%，教育長、上下水道事業管理者及び常勤監査委員は2%をそれぞれの給料月額から減額しています。

4 職員の勤務時間、その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間(令和3年4月1日現在)

〔一般職員の場合〕

○勤務時間：4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分
1日の勤務時間は、7時間45分(勤務時間：午前8時30分から午後5時15分まで)

○休憩時間：正午から午後1時まで

○週休日：日曜日及び土曜日(勤務時間を割り振らない日)

※ 特別の勤務に従事する職員の勤務時間は上記とは異なります。

(2) 休 日(令和3年4月1日現在)(※週休日以外で、勤務が免除される日)

○国民の祝日にに関する法律に規定する休日

○年末年始の休日(12月29日から翌年の1月3日までの日)

(3) 休 暇(令和3年4月1日現在)

- 年次休暇 :
 - ・1月1日を基準として、1年について通常20日
 - ・年の中途において新たに職員となる者等は、当該年における在職期間に応じた日数（例えば、4月1日付け採用者は15日）
- 療養休暇 :
 - ・職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
 - ・90日以内（公務災害、結核性疾患等の場合は1年以内）において、必要と認める期間
- 特別休暇 :
 - ・選挙権の行使、結婚、出産、忌引、子の看護その他特別な事由により職員が勤務しないことが相当であるものとして、規則で定める場合
 - ・必要と認められる期間等
- 介護休暇 :
 - ・職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母、生計を一にする親族で、負傷、疾病又は老齢により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合
 - ・3回を超えて、かつ、通算して6月を超えない範囲内において必要と認められる期間
 - ・勤務しない期間（時間）は無給
- 介護時間 :
 - ・職員が要介護者（介護休暇と同様）の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合
 - ・連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲で必要と認められる時間
 - ・勤務しない期間（時間）は無給

5 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数(令和2年度)

区分	降 任	免 職	休 職	降 紹	合 計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	21	0	21
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
合 計	0	0	21	0	21

※ 分限処分とは、公務の能率維持及びその適正な運営の確保を図る目的から、一定の事由がある場合に、職員の意に反して免職や休職などの処分を行うことです。

(2) 懲戒処分者数(令和2年度)

区分	戒 告	減 紹	停 職	免 職	合 計
給与・任用に関する不正	0	0	0	0	0
一般服務違反等関係	0	1	2	0	3
公務外非行関係	0	0	0	0	0
収賄等関係	0	0	0	0	0
交通事故・交通法規違反	1	1	0	1	3
監督責任	0	0	0	0	0
合 計	1	2	2	1	6

※ 懲戒処分とは、職員に職務上の義務違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合に、その道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的として、職員に制裁として処分を行うことです。

6 職員の服務の状況

(1) 育児休業等の取得状況(令和2年度)

ア 育児休業の取得者数

区分	育児休業 取得者数	育児休業承認期間別の内訳					
		6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え
男性職員	4	3	1	0	0	0	0
女性職員	19	0	7	7	3	1	1
合計	23	3	8	7	3	1	1

※ 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条の規定に基づき、職員は子を養育するため、その子が3歳に達する日まで育児休業をすることができます（育児休業の期間中は無給）。

イ 部分休業の取得者数

区分	部分休業 取得者数	部分休業承認期間別の内訳					
		1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	3年超え 4年以下	4年超え 5年以下	5年超え
男性職員	2	2	0	0	0	0	0
女性職員	10	7	1	1	1	0	0
合計	12	9	1	1	1	0	0

※ 地方公務員の育児休業等に関する法律第19条の規定に基づき、職員は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内）について勤務しないことができます（勤務しない時間は無給）。

ウ 育児短時間勤務者数

区分	育児短時間 勤務者数	育児短時間勤務承認期間別の内訳			
		3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え
男性職員	0	0	0	0	0
女性職員	2	0	1	0	1
合計	2	0	1	0	1

※ 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条の規定に基づき、職員は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分のいずれかの勤務形態で、当該職員が希望する日及び時間帯において勤務することができます（給料等は勤務時間に応じて支給）。

(2) 介護休暇の取得者数

区分	介護休暇 取得者数	介護休暇承認期間別の内訳					
		1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え 6月以下
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	1	0	0	0	0	1	0
合計	1	0	0	0	0	1	0

(3) 介護時間の取得者数

区分	介護休暇 取得者数	介護休暇承認期間別の内訳					
		6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0	0

7 職員の退職管理の状況

平成28年4月から、地方公務員法の改正に伴い、水戸市職員の退職管理に関する規則、再就職者による依頼等の届出に関する規則を定め、再就職者（離職後に営利企業等の地位に就いている元職員）による現職職員への働きかけ（職務上の行為をするように（又はしないように）要求又は依頼すること）が規制されています。現職職員が働きかけを受けた場合、公平委員会に届け出ることが義務付けられています。

8 職員の研修の状況(令和2年度)

研修課程		研修対象者	研修当りの日数	回数	受講者数	
基本研修	第1部課程研修(前期)	新規採用職員	自主学習	1	71	
	第1部課程研修(後期)		5日	2	71	
	第2部課程研修	採用2年目以上の職員	2.5日	2	66	
	第3部課程研修	採用3年目以上の職員	2.5日	2	62	
	第4部課程研修	採用5年目以上の職員	2日+選択科目	1	32	
	選択 公共MBA研修	第4部課程研修受講者	2日	1	22	
	部下力・先輩力研修	第4部課程研修受講者	2日	1	18	
	第5部課程研修	3,4級の職員(役付職員を除く)	2日+選択科目	2	34	
	選択 判断力・決断力向上研修	第5部課程研修受講者	1日	1	22	
	選択 未来を創るリーダーシップ研修	第5部課程研修受講者	1日	1	19	
	第6部課程研修(新任)	新任係長級職員(主任保育士を含む)	3日	1	30	
	第6部課程研修(マタヘルス)	新任係長級職員(主任保育士を含む)	※中止			
	第7部課程研修	新任課長補佐級職員	2日	1	23	
	第7部課程研修(マタヘルス)	新任課長補佐級職員	※中止			
	第8部課程研修	新任課長級職員	2日	1	11	
専門研修	民法研修	応募職員(一般公募)	1日	1	28	
	財務事務(一般職員)研修		※中止			
	財務事務(管理監督者)研修	庶務主管の課長補佐又は係長	※中止			
	技術職員研修	新規採用技術職員及び応募職員	半日	1	11	
	実務能力向上研修	応募職員(一般公募)	※中止			
一般研修	意識啓発研修	未受講の管理職員	半日	2	40	
	ワークライフバランス研修	課長補佐級以上の職員	※中止			
	コンプライアンス研修	課長補佐級以上の職員	半日	2	58	
	女性職員活躍推進セミナー	課長補佐級以上の職員	※中止			
	組織活性化とリーダーシップ	課長級以上の職員	半日	2	46	
	人権・同和問題研修	主幹級職員	半日	1	19	
	安全運転研修(一般)	自動車を運転する職員	※中止			
	接遇向上研修	応募職員	半日	3	81	
	再任用職員研修	次年度再任用予定者及び希望職員	半日	1	17	
	動画視聴会2021	応募職員	半日	1	26	
	人事評価(新任評価者)研修	新任課長補佐級職員	1日	2	32	
	人事評価(現任評価者)研修	現任課長補佐級職員	※中止			
特修別研	女性職員キャリアアップ支援研修	30歳代の主幹級女性職員	1日	1	20	
	研職修場	新規採用職員指導者研修	新規採用職員指導者	半日	2	39
	管理監督者向けクレーム対応研修	主に窓口部門を中心とした管理・監督職の職員	1日	1	29	
研自修主	C S向上研修	職場代表者	1日	2	46	
	通信研修	応募職員	2ヵ月~8ヵ月	2	29	
派遣研修	自治大学校第1部課程・基本法制A課程	指名職員	※中止			
	グロービス経営大学院	応募職員	3ヵ月	1	2	
	国土交通大学校	関係職員	※中止			
	全国建設研修センター		※中止			
	市町村アカデミー		※中止			
	茨城県自治研修所		1日~3日	4	9	
	安全運転中央研修所		3泊4日	1	1	
自立住圏	日本経営協会(NOMA)		※中止			
	相互参加研修 (他市町村の研修に参加)	応募職員	半日	2	5	
	合同研修	応募職員	※中止			
合計				49	1,019	

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

ア 茨城県市町村職員共済組合

職員は、地方公務員等共済組合法第3条の規定に基づき設置された共済組合の組合員となっています。

共済組合は、職員とその家族の病気及び出産に対する給付や年金の支給のほか、福祉事業として、生活習慣病検診の実施、人間ドックへの助成、外部委託による福利厚生事業、住宅資金の貸付等の各種事業を実施しています。

※幼稚園教諭は、公立学校共済組合の組合員となっています。

イ 水戸市職員福利共済会

地方公務員法第42条の規定に基づく職員の厚生制度の円滑な運営を図るため、職員の相互共済及び厚生に関する事業を行う共済団体を設置しています。

<概要>

会員数 ※1	2,102名
会員の範囲	特別職 水戸市職員（常勤再任用職員を含む） 水戸市職員福利共済会の職員 水戸市職員組合の職員
会員の掛金率	給料月額×5/1000
会員掛金総額	37,858,490円（令和2年度決算）
市補助金の有無	無
市補助金額	—

※ 令和3年3月31日現在

<事業内容>

水戸市職員福利共済会においては、会員の掛金及び生命保険取扱事務手数料等を財源として、各種事業を実施しています。

主な事業内容は、水戸黄門まつり「市民カーニバル」への参加、職場対抗ボウリング大会など会員の健康増進及び職場内の親睦を図るための事業の実施、結婚・出産などの際の給付、生涯学習講座受講者、人間ドック利用者への助成等です。

(2) 公務災害発生件数(令和2年度)

区分	発生件数
市長部局等	6
教育委員会	0
消防本部	1
上下水道局	1
合計	8

(3) 利益の保護の状況(令和2年度)

区分	件数
勤務条件に関する措置の要求	0
不利益処分に関する不服申立て	0

※ 地方公務員法第46条又は第49条の2の規定に基づき、公平委員会に対して行う措置要求又は不服申立ての状況です。